

研修報告

厚生労働省委託事業 在宅医療関連講師人材養成事業 訪問看護分野「訪問看護講師人材養成研修」について

地域包括ケアシステムをすすめていく上で訪問看護は重要な役割を果たすことを期待されています。地域で生活している療養者を支えるためにも、私たち訪問看護師の質の確保は大切なことです。厚生労働省が在宅看護分野の人材育成として、昨年度から「訪問看護講師人材養成研修」を開催しています。愛知県を代表して平成28年、29年と研修に参加した受講生からの報告が届いています

平成28年度 受講者フォローアップ研修

今回研修で、事業所自己評価のガイドラインを学びました。自己評価や取り組みを公表する事で訪問看護の透明性をアピールできます。利用者・家族、関係職種にも情報提供できます。

「今のままで十分できているから現状維持でよい」という考えではなく、常に看護サービスの品質を高めていくという意識を持たなければいけません。「事業所自己評価のガイドライン」は全国訪問看護事業協会のホームページで見ることができます。

(ケアシス訪問看護ステーション 前野美紀)

受講者活動報告会に参加し、在宅医療や介護に関する研修の取り組みとして、自地域における在宅看取りの多職種連携合同研修会開催について発表しました。

群馬県 東京都 富山県 福井県 沖縄県の報告者の方からは、小児訪問看護や災害の取り組み、出向研修事業、普及啓発等の活動報告がありました。今後、愛知県の実情に沿った課題に対し、訪問看護の普及や推進活動に役立てていきます。

(豊田地域訪問看護ステーション 加納美代子)

平成29年度研修会に参加

愛知県担当者と真下（たかつじ訪問看護ステーション）と荒木（名古屋医療サービス事業団）が全国の仲間と共に研修を受けてきました。

平成29年度の研修内容は「どんな研修が地域に必要なか？」埼玉県の3人とグループワークしました！こんな管理者を育てるという視点は最も関心の高いテーマで「いいね！」数第一位でした。訪問看護の人材確保、推進、普及に役立つように活動していきます。

(名古屋医療サービス事業団荒木裕美)



管理者研修が必要！
「こんな管理者を育てる！」
という視点で研修内容を検討！

りあん

Vol.8
2018

～きずな～



会員数 H30.1.31
施設会員…279施設
個人会員…7名
団体・賛助会員…6施設

看護小規模多機能型居宅介護を知っていますか？

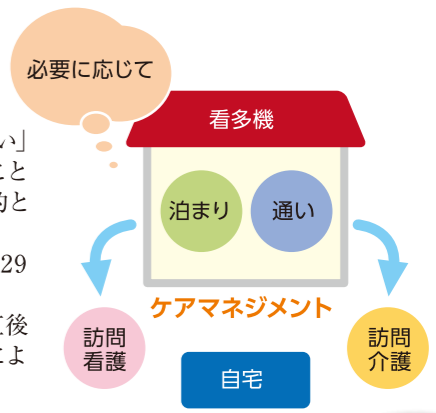


愛知県訪問看護ステーション協議会 副会長
(株)すみれ訪問看護ステーション・すみれの家
管理者 森田 貞子

看護小規模多機能型居宅介護（通称「看多機（かんたき）」とは、「訪問看護」と、「通い」「泊まり」「訪問介護」「ケアプラン」の小規模多機能型居宅介護の機能を組み合わせることにより、地域における医療ニーズの高い要介護者（1～5）への支援の充実を図ることを目的として、平成24年度の介護報酬改定で創設された地域密着型サービスです。

全国で357か所（厚生省法人保健課調べ平成29年3月現在）、愛知県では10か所（平成29年10月現在）の事業所があります。

看多機は①退院直後の在宅生活へのスムーズな移行②がん末期等の看取り期や退院直後などの病状不安定期における在宅生活の継続③家族に対するレスパイトケアや相談対応による負担軽減などの支援が期待できるサービスとして注目されているサービスの一つです。



知多半島初「すみれの家」訪問

昨年10月に開所した半田市にある看護小規模多機能型居宅介護事業所「すみれの家」を訪問してきました。「すみれの家」は知多半島では初の看護小規模多機能型居宅介護事業所です。スタッフは、訪問看護師8人、内勤の看護師4人、介護福祉士3人、介護職4人、ケアマネジャー2人です。愛知県内ではまだまだ数少ない「看護小規模多機能型居宅」ということで管理者の森田さんに案内してもらいました。彼岸花堤で有名な矢勝川を背に平屋の落ち着いた外観です。中に入ると総白木のつくりで中央には暖炉が！お邪魔した時は利用者さんたちが自宅でできる健康体操を講師の先生と共にしていました。看護小規模多機能型居宅介護は宿泊の機能も持っています。それぞれの個室は木の香りも漂いとても落ち着いた雰囲気でお風呂・トイレは、まるで和風旅館の雰囲気でした。厨房では利用者さんに提供する昼食の準備に職員の方が腕を振っていました！施設内には併設の訪問看護ステーションの事務所があり土曜日の訪問看護の準備と報告をされていました。

管理者の森田さんのお話です。

施設運営のみでなく、従来どおり訪問看護師が在宅を訪問しながら、通いや緊急時の泊まりも受け入れるというシステムを採用し、スタートしました。まずはどのようなサービスか、地域に向けて地道に説明していくことが、先駆けである私たちの役目と考えています。たとえば認知症ケアであれば福祉の範疇ですが、介護度が進み、自力で排泄のできなくなった方の浣腸や排便が必要になれば、看護師の対応が求められます。また独居や老老介護、がんや糖尿病などを患い医療的ケアが必須となった場合、呼吸器や酸素などをつけて在宅に戻られた高齢者などには、医療的ケアが継続的に必要です。在院日数の短縮化により、医療ニーズの高い高齢者が在宅に戻って過ごすケースはますます増えることが予想されます。一方で、住み慣れた我が家で自分らしく最期を迎えたいというニーズもまた増えることと思います。「看多機」というシステムをうまく利用することで、ご家族にとって悔いのない看取りのお手伝いができればと考えます。

もし家族に介護が必要になったら！こんな施設が地域に増えてくるといいなあと感じました。

(広報委員長・荒木裕美)



とてもお天気の良い日に訪問させていただきました。「すみれの家」外観は木造平屋造りです。



建物内も総白木造りです。トイレのペーパーホルダーにもこだわりがありました。



利用者さんが集まる建物中央のホールで暖炉を囲みイベントです。

お知らせ

総会・講演会のご案内

日時 平成30年6月2日(土) 13時～16時

場所 名古屋市立大学病院 3階大ホール

議題 ①平成29年度事業報告 ②平成29年度決算報告
③平成30年度事業計画(案) ④平成30年度収支予算(案)

講演会 地域包括ケア推進における新たな訪問看護師の役割(仮)

暮らしの保健室 室長・マギーズ東京 センター長 秋山 正子氏

平成30年度 診療報酬・介護報酬 同時改定研修会

日時 平成30年3月25日(日) 10時～16時30分

場所 名古屋市立大学病院 3階大ホール

講師 日本訪問看護財団 常任理事
佐藤 美穂子氏

ホームページに会員情報

一般社団法人愛知県訪問看護ステーション協議会会員情報がホームページに掲載されました。会員間の交流がますます進むようご活用ください。

県民向けパンフレット

県民向けの訪問看護紹介パンフレットができました。ホームページよりダウンロードができますので、どうぞ会員の皆さん、地域やステーションでの普及啓発活動にご活用ください！！

編集後記

本年度の機関誌「りあん」を無事発行することができました。広報委員会では訪問看護に携わっている仲間の皆さんに少しでも有益な情報をお届けしようと関係の皆様と共に情報発信に努めてきました。来年度は医療・介護保険の同時改定が控えています。今後も皆様の活動に役立つような「りあん」を目指していきます。皆様からも是非ご意見をお寄せください。

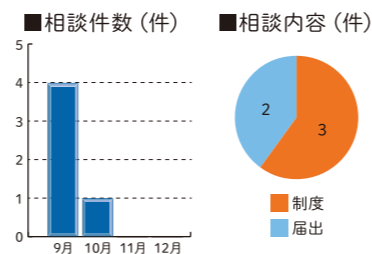
一般社団法人 愛知県訪問看護ステーション協議会

〒466-0054名古屋市昭和区円上町26-15高辻センター 3階
TEL:052-746-6007 FAX:052-746-6011 http://aichi-vnc.com

発行責任者/鈴木正子 発行日/平成30年3月1日

なんでも相談 Q & A 業務委員会

9月から会員を対象に開始した「なんでも相談」について報告です。9月は4件、10月は1件の相談がありました。相談内容は制度的なこと、届出に関するものでした。制度的な質問のうち、2件が特別訪問看護指示書と医療保険の訪問看護についてでした。今回は「特別訪問看護指示書期間中に2ヶ所の提供は？」について、お伝えいたします。
(業務委員長・永井知直実)



Q 介護保険対象者へ2か所の訪問看護ステーションでかかっています。Aステーションは看護師、Bステーションはリハビリ目的で理学療法士が訪問しています。褥瘡が悪化し頻回な訪問看護が必要になったため特別訪問看護指示書が発行されました。この場合、Bステーションにも特別訪問看護指示書が発行されるのでしょうか？

A 特別訪問看護指示期間中に主治医が訪問看護を必要と認めた訪問看護ステーションに訪問看護指示書の発行が可能です。ただし、特別訪問看護指示書期間中は介護保険での訪問看護の提供はできませんので、特別訪問看護指示書が出ていない訪問看護ステーションは訪問看護の提供はできなくなりますので注意してください。

Q 介護保険期間中はA、B訪問看護ステーションは同一日に訪問することもありました。特別訪問看護指示書が発行され医療保険対応になると、Bステーションが訪問した日にAステーションが緊急訪問看護を行った場合どうなりますか？詳しく教えてください。

A 医療保険では同一日に訪問看護療養費を算定できるのは1か所のみです。この場合はBステーションがすでに訪問して訪問看護療養費を算定しますので、Aステーションは緊急訪問看護加算2,650円のみ算定できということになります。但し、緊急訪問看護加算は「利用者の求めに応じて、24時間体制の確保された診療所又は在宅療法支援病院の医師の指示に基づき緊急訪問を行った場合」に算定できます。この場合のように特別訪問看護指示書期間中であつたり、別表第7・別表第8に該当する利用者が対象になります。このケースでは今後なぜ褥瘡が悪化したのかについて再評価し、主治医、訪問看護ステーション、関係機関等と今後の方向性について利用者も交えて検討していく必要があると思います。

〈参考文献〉訪問看護の手引き(社会保険研究所)・訪問看護お悩み相談室(中央法規出版:日本訪問看護財団編) 訪問看護実務相談(中央法規出版:全国訪問看護事業協会編)

訪問看護普及啓発事業 名古屋地区で開催

講師 国立長寿医療研究センター在宅医療・地域連携診療部医師 西川満則氏

テーマ アドバンス・ケア・プランニングで就活を～今後の人生をどう生きるか、エンディングノートを書く前に一度聴いてみませんか？～

日時 平成29年11月21日(火) 13:00～14:30

場所 名古屋市療養サービス事業団 まちかど保健室

参加者 28名

広報委員のクイズ「訪問看護はどんな時間に利用できるの？」からスタートしました。住み慣れた地域で安心して生活できるよう訪問看護サービスの紹介を行いました。

アドバンス・ケア・プランニング(ACP)は、エンディングノートを使った終活と似ていますが、定義は「将来の意思決定能力の低下に備えて、患者・家族とケア全体の目標や具体的な治療・療養について話し合う過程(プロセス)」とされています。講師から“もしもの時”に自分がどんな治療を受けたいか、または受けたくないか、そして自分という人間が大切にしていることなどを前もって大切な人たちと話し合っておくことが重要だとわかりやすくお話をしました。

「訪問看護」は医療処置だけでなくACPも行っていることも紹介されました。参加者は熱心にメモを取りながら聴講され、内容への関心の高さが伺われました。



訪問看護サミットIN東京2017参加

日時 平成29年11月12日(日)

テーマ チームアプローチと訪問看護の未来

2025年に向け地域包括ケアシステムの構築が盛んに行われおり、今年の「チームアプローチと訪問看護の未来」はまさにタイムリーなテーマでした。私も在宅医療を推進する立場で仕事をしていますので、多職種がお互いの役割を知ることでお互いを認め合い、一緒に仕事をできるのだと実感しています。訪問看護は在宅領域では、薬剤師、リハビリ職種などに比べると衛生看護の時代からの取組みもあり先駆者的な役割を担ってきました。それだけに、他職種の業務を担ってきた部分も多分にあります。今後はそれぞれの専門家に譲りながら、本来の看護の仕事を充実させていくことが大切になると感じました。平成30年度の同時改定で、訪問看護に期待される部分は本当に大きいと思います。中重度者の対応・看取り、大規模化の推進、訪問看護の役割分担と連携に期待していると厚生省の説明もありました。在宅医療の充実には訪問看護の力が不可欠です。看護の持つ力を最大限に生かせるよう頑張っていきたいと思います。

(理事・永井知直実)

平成29年度 愛知県看護研究学会 口演発表

発表テーマ 愛知県の訪問看護ステーションの現状

愛知県の訪問看護ステーションは規模としては全国に比べ、看護職の常勤換算割合が高く、規模も大・中規模のステーションが多いという結果ができました。しかし、看護職員の充足度は46%と低く、予想とは違いました。今回の調査結果では、そのあたりの数値がしっかりと得られなかったため、平成30年度は職員の人数(常勤換算、実人数)と経営状態や加算の算定割合等と絡めた調査を実施したいと考えております。今回、得られた結果をもとに研修企画、情報発信等に役立てていき、愛知県の訪問看護ステーションの活動を推進していきたいと思えます。

皆さまのご協力に心から感謝します。

(業務委員長・永井知直実)

平成29年度 訪問看護ステーション連絡協議会東海・北陸ブロック交流会報告

日時 平成29年11月18日(土)

場所 石川県看護協会石川県看護研修センター/KKRホテル金沢

第一部

●講演会

講師:公益財団法人日本訪問看護財団常務理事 佐藤美穂子氏

テーマ:訪問看護をめぐる動向ー平成30年度報酬改定にむけてー

訪問看護ステーションは、地域包括ケアシステム構築のため所在地の施策と暮らしやサービスを知ること、病院と連携していくこと、事業所の安定経営・運営のため「成果の見える化」、「規模の拡大」、「効率化」、「ネットワーク化」を図ることが重要であると強く感じました。そのためにも4月の報酬改定を意識した具体的な活動を計画していく必要性を認識しました。

●地区別事業報告会

真下理事より平成29年4月の一般社団法人化に伴い、愛知県の訪問看護の質の向上や普及啓発をすすめ、より一層事業の拡大を目指していくことを発表しました。他県が取り組んだ事業の中で特に印象に残った報告は、静岡県の「研修事業の新卒訪問看護師育成プログラム」と岐阜県の「県委託事業」でした。その他の県からも活発な活動報告があり大変刺激を受けました。

第二部

●交流会

会場をホテルに移して、各県の参加者と夕食を共にしながらリラックスした雰囲気の中で交流を行いました。その中で話題となったのは「訪問看護師の新卒教育について」でした。

静岡県が作成した冊子「新卒訪問看護師育成プログラム」や、三重県の「総合病院の教育カリキュラムを組み込んだ3年間の新卒者教育」など、新卒訪問看護師育成についての具体的な実践内容を聞くことができ大変参考になりました。



経営セミナー開催

日時 平成29年7月22日(土) 13:00～16:30

場所 愛知県医師会館 9階大講堂 **参加者** 133名

講師:板橋区医師会 看護部長 井上多鶴子氏

テーマ:医療・介護請求をpushさせる! ～訪問看護ステーションにおける報酬制度を正しく理解しよう～

平成30年に行われる診療報酬・介護報酬改定を前に今一度、報酬制度について再確認するため、基本的なことから法令の解釈等に至るまで、算定の根拠を元に事例を交え、非常にわかりやすい説明でした。アンケート結果からも「理解できた」「ほぼ理解できた」が約96%、今後活用できると83%の参加者が回答しています。

私たちは法令により守られています。今後も、訪問看護事業を健全に運営し続けていくために、制度理解を深めましょう。
(研修委員長:加納美代子)

小児看護研修会開催

日時 平成29年12月9日(土) 9:30～16:30

場所 名古屋第二赤十字病院 **参加者** 51名

講師:名古屋第二赤十字病院 新生児集中ケア認定看護師 八田恵利氏・石川香氏
小児救急認定看護師 上野里恵氏

テーマ:はじめよう!小児訪問看護～基本を学ぶ～

社会福祉制度の基本的な考え方や活用方法・小児の解剖学的特徴やPALSを用いた全身状態の評価など受講。午後は、全身体験ができるようグループに分かれ吸引や経管栄養、蘇生法など乳児の人形を使い演習しました。講師の方々や参加者の熱意が感じられる実技研修で、参加者の満足度も高い内容でした。これから重症心身障がい児や医療的ケアの必要な児が多くなります。小児訪問看護の社会的ニーズに応えるため、訪問看護師が自信を持ち在宅で暮らしや家族を支援できるよう継続的な研修会を検討しています。

(研修委員長:加納美代子)